

ポスト新長期等規制適合車導入等に係る融資 実施要綱

平成29年4月24日 制定
平成30年4月23日一部改正
平成31年4月23日一部改正
令和2年4月24日一部改正
令和3年2月12日一部改正
令和4年2月7日一部改正
令和5年2月21日一部改正
令和6年2月21日一部改正
令和7年2月18日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、自動車の走行に伴い発生する環境問題に鑑み、自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の低減を図るため、国が定める最新の自動車排出ガス規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車（以下「ポスト新長期等融資」という。）の導入に対する融資について定めるものとする。

(定義)

第2条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポスト新長期規制適合車とは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成20年3月25日国土交通省告示第348号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。
- (2) 平成28年排出ガス規制適合車とは、「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示（平成27年7月1日）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。
- (3) 事業者とは、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「協会」という）に加入する会員をいう。

(融資条件)

第3条 当融資制度における融資条件は、次に定める内容を満たすものでなければならない。

(1) 融資対象

ポスト新長期等規制適合車の導入

(2) 融資限度

1億2千万円とする。（一般融資、ポスト新長期等融資及び環境対応車及び省エネ関連機器導入

融資を含めた合算額とする)

なお、再融資を受ける場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができるものとする。

(3) 融資利率

取扱金融機関の所定利率による。

(4) 償還期間

5年以内（据置期間6カ月を含む。）とする。

(5) 償還方法

月賦、隔月賦又は3ヶ月ごとの元金均等分割償還とし償還日は任意で事業者が選択して定める。

(6) 取扱金融機関

株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の本支店及び商工中金の代理店（以下「商工中金等」という。）とする。

(7) 融資対象期間

投資の時期が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間内であるもの。

なお、投資の時期は、融資実行日、資金の支払い、納品納車、車両の登録年月日等で判断する。

但し、融資対象期間内の事業であっても、公募開始前に投資されたものについては、(8)の但書によるものを融資対象とする。

(8) 事業の公募時期

令和7年4月1日から令和8年1月31日までとする。

但し、当該年度の公募総枠に達し時点で、公募を打ち切るものとする。

なお、公募開始前に支払いを行ったものであって、(7)に定める融資対象期間の開始日以降に商工中金から「つなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄い、かつ本融資の資金がつなぎ融資の一括返済及び割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては、融資対象に含める。

(9) 利子補給率

令和7年1月1日の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた率（%の小数点第2位を四捨五入）を令和7年度の利子補給率とする。

(10) その他

この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附則（令和7年2月18日）

この要綱は、平成29年度融資分から適用する。

この要綱は、平成30年度融資分から適用する。

この要綱は、令和元年度融資分から適用する。

この要綱は、令和2年度融資分から適用する。

この要綱は、令和3年度融資分から適用する。

この要綱は、令和4年度融資分から適用する。

この要綱は、令和5年度融資分から適用する。

この要綱は、令和6年度融資分から適用する。

この要綱は、令和7年度融資分から適用する。